

広島県病院事業管理規程第一号

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年四月一日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程

広島県病院事業組織規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第七条の表県立広島病院の項中「医療情報係」を「医療情報室」に、「地域連携科」を「地域連携・社会相談室」に改める。
「総合相談・がん相談室」に改める。

別表第二号の表副看護部長の項の次に次のように加える。

| | | | |
|--------|----------|------------------------------|----------|
| 副センター長 | 地域連携センター | センター長を補佐し、命じられたセンターの事務を整理する。 | 必要に応じ置く。 |
|--------|----------|------------------------------|----------|

別表第二号の表室長の項中「緩和ケア支援室」を「医療情報室、地域連携・社会相談室、総合相談・がん相談室及び緩和ケア支援室」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。